



## 【2011年度小山田桜台まちづくり協議会活動計画】

小山田桜台団地は、都市計画法第11条に規定されている「一団地の住宅施設」という都市計画法という法律により、住宅の建設を公共公益施設の整備と一体として計画され「ひとつの街として計画的に建設された団地」です。そのために、質の高い生活環境を維持してきましたが、入居から26年を経て、居住者の高齢化や転出転入の増加などにより、団地住環境の変化に伴い住民による住環境への意識向上の必要性が顕著になってきました。そのため協議会の法律を検討する本来の役割に加え別組織として、交通部会、環境部会、防犯部会の活動を発展させて参りました。その成果として町田市による唐木田方面へのコミュニティバス路線開設に向けた基礎調査の実施と23年度での調査予算の提出となっています。今年度も、環境と防犯の観点から谷戸池公園の管理清掃業務の業務委託契約を締結し活動を行っています。

現在、町田市と協議会は「まちづくりプラン（計画）」の策定を行っています。今後は、より具体的に、建ぺい率・容積率などの直接住民の権利に関係する諸問題を検討・協議し「残すべき箇所と変更を提起できる箇所」を提案することになります。提案をうけた関係住民の3分の2以上の賛同が得られれば、当該地区プラン（計画）は、市長により告示・縦覧され、異議が無ければ、法律として成立いたします。

協議会は、国土交通省主催の「住まい・まちづくり担い手支援事業」に応募し支援団体の認定を受け運営資金の助成等を受け、これからも、我々の「まち」のあり方としての開かれた議論を行い、建築基準法・都市計画法といった。専門的な内容とルールを町田市及び独立行政法人都市再生機構との調整を行うことで、住民への分かり易い情報を発信し、小山田桜台団地地区街づくりプラン（計画）への理解を深め賛同を得られるための活動を行います。

### <2011年度の活動の内容>

- ◇コミュニティバス路線開設に向けた活動
- ◇まちづくりニュースなど情報発信の拡充。
- ◇コミュニティ造りへの具体的な行動。
- ◇ホームページの認知度の向上と内容の充実。
- ◇地区計画への移行を前提とした。決定しなければならない具体案の提案。
- ◇全体定例会を主として行い、部会の充実を図る。
- ◇協議会の活動資金としては、1戸当たり100円/年の会費拠出を要請致します。

以上

2011年4月1日

小山田桜台まちづくり協議会  
会 長 深 谷 修 司